

ロザリオの園 短期入所事業（ショートステイ）

利用料金表（平成30年4月より）

☆介護保険

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設短期入所生活介護費（Ⅰ）《個室》	437 単位	543 単位	584 単位	652 単位	722 単位	790 単位	856 単位
併設短期入所生活介護費（Ⅱ）《多床室》	437 単位	543 単位	584 単位	652 単位	722 単位	790 単位	856 単位
機能訓練体制加算	12 単位						
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13 単位						
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位						
処遇改善加算（Ⅰ）	（所定単位数の83/1000）						
送迎加算	184 単位（送迎実施日のみ）						

☆介護保険外

	個室	多床室
居室代	1150 円	840 円

	朝食	昼食	夕食
食事代	380 円	500 円	500 円

☆1日のご利用料金の目安（介護保険負担割合が1割負担で、介護保険分と介護保険外の分を足した料金です）

※あくまでも目安です。送迎加算・処遇改善加算などは含まれていません。また、食費・居住費が減免無しの場合での目安となります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室の場合	3194 円	3300 円	3341 円	3409 円	3479 円	3547 円	3613 円
多床室の場合	2884 円	2990 円	3031 円	3099 円	3169 円	3237 円	3303 円

※介護保険負担割合証の記載内容に応じて、ご利用者の介護保険分の負担割合が2割負担となる場合があります。

※介護保険負担限度額認定を受けられている場合は、その認定書に記載されている食費・居住費の負担限度額を請求させていただきます。

※必要に応じて「緊急短期入所受入加算（90 単位）/日」「療養食加算（23 単位）/日」「個別機能訓練加算（56 単位）/日」「医療連携強化加算（58 単位）/日」などが加算されることがあります。

※散髪の日とショート利用日が重なった時に限り、理容サービス（¥1,000/1回）を受けることができます。

※レクリエーション活動（ロザリオ喫茶：¥100/1回）などに参加された際には、その費用のご負担をお願い致します。

☆介護保険負担限度額認定申請について

ショートステイを利用する方の食費・居住費は、全額ご本人で負担して頂く必要があります。しかし、所得が低く食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として給付されます。

市町村民税非課税等の要件に該当する方が対象になります。申請により交付された「介護保険負担限度額認定書」をもとに、ご利用者の負担段階を確認しております。

利用者負担段階	対象となる人		居室費等の負担限度額		食費の負担限度額
			従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者 世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者	預貯金等が 単身世帯の場合 1,000万円以下 夫婦の場合 2,000万円以下	320 円	0 円	300 円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入＋非課税年金収入が80万円以下		420 円	370 円	390 円
第3段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、第2段階以外の方		820 円	370 円	650 円
第4段階 （負担限度額なし）	上記以外の方		1150 円	840 円	1380 円